

入 札 説 明 書

令和 8 年 9 月 7 日の入札公告に基づく事後審査型条件付一般競争入札については、関係法令によるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

記

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第 2 に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- (1) 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 令和 7 ・ 8 年度東吉野村測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格のうち建築関係建設コンサルタント業務に登録していること。
- (3) 奈良県内に本店を有していること。
- (4) この業務を行う期間中、競争入札参加資格確認申請書に提出の日以前に 3 か月以上の雇用関係（代表者可）にある管理技術者を配置できること。
なお、管理技術者は、次の要件を満たす者とする。
ア 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有すること。
イ 建築士法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 3 8 号）第 1 条の 2 に定める内容に係る 2 年以上の実務経験を有すること。
ウ 国または地方公共団体等の設計・工事監理業務の経験を有すること。
- (5) 契約締結までの間において、東吉野村建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号。以下「新法」という。）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号。以下「旧法」という。）第 3 0 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成 1 2 年 3 月 3 1 日以前に民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 1 1 年法律第 7 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成 1 2 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、「競争入札参加申込書（様式第 1 号。以下「参加申込書」という。）」を提出してください。

参加申込書の提出がない場合は、当該入札に参加できません。

・提出場所 〒 6 3 3 - 2 4 9 2

奈良県吉野郡東吉野村大字小川99番地
東吉野村役場 総務企画課

・提出方法 持参又は郵送

※ 持参の場合、土曜日、日曜日、祝祭日を除く、午前9時から午後5時までに提出すること。

※ 郵送の場合、提出期限までに必着とし、書留郵便により提出すること。

・提出期限 令和8年9月14日 午後5時まで

・その他 郵便により提出期限までに提出された場合、提出者に受領確認の連絡をいたします。

3 入札方法等

- (1) 入札に当たっては、指定の「入札書」を使用してください。
- (2) 入札者は、入札書を同封した封筒により、指定の入札箱に投函してください。
- (3) 封筒には入札書在中とし、入札年月日、宛名、業務名、業務場所、入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、封かん・封印してください。
- (4) 代理で入札に参加される場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (6) 提出された入札書の書換え、引換え、変更、訂正、撤回又は取消しをすることは一切認めないものとします。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 東吉野村契約規則（昭和50年10月1日規則第3号。以下「契約規則」という。）
第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。ただし、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し、競争入札参加資格の確認を行ったうえで、入札参加資格要件を満たしている場合には、落札決定者とし、落札決定通知書を交付します。
また、最低の価格をもって入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たしていない場合には、当該落札候補者は失格とし、入札参加資格不適合通知書により通知し、次順位者に対し、競争入札参加資格の確認を行い、落札者が決定できるまで順次審査を実施します。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

6 競争入札参加資格確認申請書の確認

開札後、落札候補者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を次により提出してください。競争入札参

加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）

※一級建築士事務所の登録の通知書（又は登録証明書）の写し

イ 配置予定技術者の資格等（様式第3号）

※1の（4）に掲げる資格があることが判断できる管理技術者の資格等を様式第3号に記載してください。また、一級建築士の資格を証する書面の写し及び3か月以上の雇用関係を証明する書類（個人代表者の場合は不要。）を添付してください。

(2) 提出部数 各I部

(3) 提出期限 入札公告第3に記載のとおり

期限までに提出されない場合は失格とします。

次順位以降の者が落札候補者となった場合の期限は、別途指示します。

(4) 提出方法 入札公告第3に記載のとおり

(5) その他 提出書類は返却しません。

7 聞き取り

必要に応じて提出書類等について聞き取りを実施します。聞き取りに応じない場合は、失格となる場合があります。

8 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

9 技術者の配置

落札者は、6の（1）のイに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

10 入札中止条件

この入札手続執行途中で、発注者が、やむを得ない事由により入札の執行を中止すべきと判断したときは、その段階で入札手続または入札を中止します。

11 契約書の作成

落札者は、契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

12 その他

参加申込書提出後、事情により入札を辞退する場合は、入札開始までに入札辞退届（設計図書に添付）を提出してください。

(様式第 1 号)

競争入札参加申込書

令和 年 月 日

東吉野村長 鍵谷 典秀 殿

申請者 住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記業務に係る事後審査型条件付一般競争入札に参加いたしたく申し込みます。

記

- 1 業務名 村有建物除却工事設計監理業務（旧中西邸）
2 業務場所 奈良県吉野郡東吉野村大字小川地内

連絡先

(ふりがな) 担 当 者	
電 話 番 号	

(様式第 2 号)

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

東吉野村長 鍵谷 典秀 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名 印

連絡先電話番号

連絡先FAX番号

令和 8 年 9 月 7 日付けで公告のありました村有建物除却工事設計監理業務（旧中西邸）に係る競争入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、この申請書及び添付書類の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

一級建築士事務所登録の状況について

登 録 年 月 日	登 録 番 号

※一級建築士事務所の登録の通知書（又は登録証明書）の写しを添付してください。

<添付資料>

配置予定技術者の資格等（様式第 3 号）

(様式第3号)

配置予定技術者の資格等

【設計監理業務】

管理技術者経歴書				
1. 氏 名		(年齢 才)		
2. 所 属 (会社名・部署名)				
3. 法令による資格等 (資格番号・取得年月日)		・ 一級建築士 年 月 日取得 番号【 】		
4. 建築設計・工事監理 に関する経験		経験年数 年		
5 建 築 設 計 ・ 工 事 監 理 内 容	建物の名称又は業務名	構造・規模	所属した事務所等	従事した期間

※管理技術者について、一級建築士の資格を証する書面の写し及び3か月以上の雇用関係を証明する書類（
（注参照）個人代表者の場合は不要。）を添付してください。

※4の欄については、経験した業務の従事期間を合計した年数を記入してください。ただし、複数の業務での
重複した期間は換算に含みません。

※5の欄については、経験した業務のうち完了が最近のものから実務経験を記入してください。

(注) 証明する書面の例

- ・市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し（被保険者整理番号及び基礎年金番号にマスキ
ング（判読できないように）してください。）
- ・所属会社の雇用証明書 等